議案第70号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり、町立三朝小学校新校舎整備事業による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、本議会の議決を求める。

令和８年９月４日

三朝町長　松　浦　弘　幸

１　和解及び損害賠償の相手方

甲　三朝町　個人

乙　三朝町　個人

丙　三朝町　個人

２　和解の要旨

町は、損害賠償金205,164円を甲に、160,208円を乙に、167,619円を丙にそれぞれ支払うものとすること。

３　事件の概要

当該事業における旧小中学校寄宿舎解体工事並びに新校舎整備工事における掘削工事、打設施工等による地盤変動の影響に起因する周辺住宅の損失補償について、事後調査に基づく補償費用を町が負担しようとするものである。